

伊賀市文化振興ビジョン（案） 中間案からの修正点

頁	修正後	修正前
2	8行目 2017年（平成29年）	平成29年
	18行目 2018年（平成30年）	2018年
	19行目 2015年（平成27年）	2015年
	2030年（令和12年）	2030年
4	1行目 2019年（令和元年）度	2019年度
	4. ビジョンの対象と広域的な視点 本ビジョンの対象は、文化芸術の主たる担い手である市民をはじめ、 <u>地域、行政、公益文化団体、事業者など、市内のすべての個人と組織です。</u>	4. ビジョンの対象と広域的な視点 本ビジョンの対象は、文化芸術の主たる担い手である市民（財団、事業者等を含む）と、主としてそれを支えるための環境づくりを行う行政です。
6	20行目 2016年（平成28年）	平成28年
	21行目 2017年（平成29年）	平成29年
8	3. 人材の発掘・育成・支援 市全域で高齢化や少子化が進行している <u>中</u> 、	3. 人材の発掘・育成・支援 市全域で高齢化や少子化が進行している影響から、
13	定住人口の <u>減少</u> を抑制します。	定住人口の増加を図り、人口減少に歯止めをかけます。
18	4.（公財）伊賀市文化都市協会等	4.（公財）伊賀市文化都市協会
	また、文化財施設の利活用においては、	（2）文化財施設の利活用においては、

【資料3】

	<u>（２）松尾芭蕉の偉大さを世界の人々や後世に伝えることを目的に、俳句の普及・啓発活動等を行う（公財）芭蕉翁顕彰会や、奨学援助や文化振興事業により人材の育成・学術芸術文化の振興を図る（公財）前田教育会など、各分野において専門性を持った文化団体は、その特色を活かし自主的な文化活動の推進に努めます。</u>	
20	１．伊賀市文化振興条例の制定 （２行半省略） （削除）	１．伊賀市文化振興条例の制定 （２行半省略） <u>条例制定にあたっては、市民の政策形成過程への参加を実現するものとします。</u>
	２．伊賀市文化振興審議会の設置 伊賀市文化振興プランについて	２．伊賀市文化振興審議会の設置 伊賀市文化振興プランの<u>進捗</u>について
	３．伊賀市文化振興プランの策定	３．伊賀市文化推進計画の策定
	次の条例・審議会・計画名ついて（仮称）を削除 伊賀市文化振興条例 伊賀市文化振興審議会 伊賀市文化振興プラン	（仮称）伊賀市文化振興条例 （仮称）伊賀市文化振興審議会 （仮称）伊賀市文化推進計画